官報
（号外）
発行　内閣府　国立印刷局
（原稿作成）

目次

〔法　律〕

○国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律（四九）　二五
○郵政民営化法等の一部を改正する法律（五〇）　二七
○社会福祉法等の一部を改正する法律（五一）　三〇

〔政　令〕

○国土交通省組織令の一部を改正する政令（二一一）　六三
○地方税法施行令の一部を改正する政令（二一三）
○日本中央競馬会法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二一四）
○関税法施行令の一部を改正する政令（二一五）
○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二一六）
○家畜伝染病予防法施行令及び関税法施行令の一部を改正する等の政令（二一七）　六四
○栄養士法施行令等の一部を改正する政令（二一八）
○健康保険法施行令等の一部を改正する政令（二一九）

〔省　令〕

○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（総務七九）
○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令（法務四二）
○栄養士法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一〇七）
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四六）
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・環境二）
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（国土交通六二）
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（同六三）
○国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令（同六四）

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律（法律第四十九号）（国会）

第１　国立国会図書館法の一部改正

国の諸機関に準ずる法人として日本学術会議に出版物の納入義務を課す。（国立国会図書館法別表第一関係）

第２　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正

国立国会図書館支部日本学術会議図書館を廃止する。（国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律第一条関係）

第３　施行期日

この法律は、日本学術会議法（令和七年法律第七十号）の施行の日から施行する。（附則関係）

◇郵政民営化法等の一部を改正する法律（法律第五十号）（内閣官房）

第１　郵政民営化法の一部改正

１　郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の見直し

⑴　株式の保有に関する特例

日本郵政株式会社は、現下の郵政事業をめぐる状況に鑑み、当分の間、郵政民営化法第七条の二の責務の履行を確保する観点から、郵便貯金銀行及び郵便保険会社が発行している株式の総数の三分の一を超える株式を、それぞれ保有していなければならない。（附則第二条の二関係）

⑵　株式の保有に関する特例の見直し（附則第二条の三関係）

イ　郵政民営化委員会は、当分の間、郵政民営化法第十九条第一項第一号の規定による意見を述べるときは、併せて、日本郵政株式会社が郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を処分した場合においても同法第七条の二の責務の履行を確保するための方策が講じられているかどうかについて検証を行い、その結果に基づき、郵政民営化推進本部長に意見を述べるものとする。

ロ　政府は、イによる郵政民営化委員会の意見を踏まえ、日本郵政株式会社が郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を処分した場合においても郵政民営化法第七条の二の責務の履行が確保されるかどうかについて検討を加え、その結果に基づき、⑴の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有に関する特例の廃止その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　基盤的サービスを受けることができる環境の維持に関する責務

日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、地域住民が必要な基盤的サービス（第３の１⑴ロの基盤的サービスをいう。第２の１において同じ。）を受けることができる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源（第３の１⑴ロの郵便の業務等に係る経営資源をいう。第２の１において同じ。）が活用されるようにするものとする。（第七条の二第二項関係）

３　郵政民営化委員会の臨時委員

⑴　郵政民営化委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。（第二十条第二項関係）

⑵　臨時委員は、優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命し、非常勤とする。（第二十一条関係）

⑶　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。（第二十二条第四項関係）